第37号様式の甲（第81条関係）

　　　　　　　（表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  | 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 |  |
|  |  |  |
|  | ５．４センチメートル |  |
|  | 立　　　入　　　検　　　査　　　証 |  |
|  |  |  |
|  | 職名及び氏名 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  | 年　　　月　　　日発行 |  |
|  |  |  |
|  | 東　京　都　知　事 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

８．６センチメートル

(裏)

|  |
| --- |
| 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(抜粋)  第152条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に、自動車、建設作業機械等の所在すると認める場所、工場、指定作業場、建設工事現場その他の場所に立ち入り、その場所において、又はその他必要な場所において、自動車、建設作業機械等、自動車検査証、帳簿書類、機械、設備その他の物件を検査し、土壌若しくは地下水の採取をし、又は関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。  2　前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。  第161条　次の各号の一に該当する者は、15万円以下の罰金に処する。  　四　第152条第1項の規定による立入り、検査若しくは採取を拒み、妨げ、又は忌避した者 |